

第2章 災害廃棄物処理のための体制等

第1節 体制の構築

災害時は、本計画及び地域防災計画に基づき、災害廃棄物処理の組織体制を構築し、指揮系統を確立します。(図 2-1)

図 2-1 日立市災害対策本部組織図



地域防災計画に基づき災害対策本部等と情報共有し連携して対応します。(図 2-2、表 2-1)

図 2-2 災害対策チーム組織体制

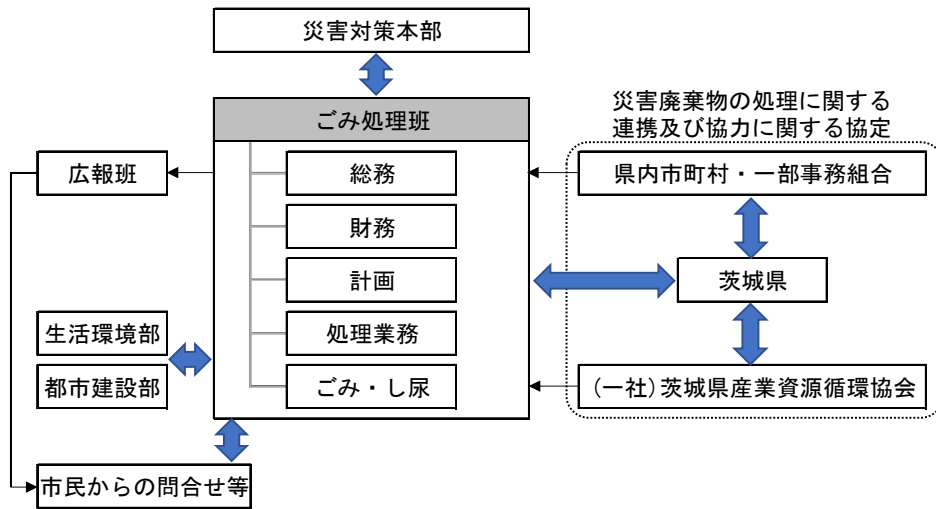


表 2-1 業務内容と組織体制

業務	業務内容	担当課	関係課
総務	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部との連絡調整 職員人員配置 近隣市町村、県、国、関係機関・関係団体への支援要請 情報収集、関係者の調整 市民への広報・問合せ対応等 	資源循環推進課 清掃センター	防災対策課
	<ul style="list-style-type: none"> 予算確保・管理 処理契約 補助金申請事務 	環境推進課 資源循環推進課 清掃センター	財政課
処理	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物発生量推計 処理フロー・実行計画策定、更新、進捗管理 県内自治体・民間処理施設能力把握、最終埋立処分場容量確保、再生利用先確保 	資源循環推進課 清掃センター	
	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者への収集運搬業務発注仕様書作成 仮置場管理業務の発注仕様書作成 民間事業者への処理業務発注仕様書作成 	資源循環推進課 清掃センター	契約検査課
	<ul style="list-style-type: none"> 仮置場の確保（担当部署調整、住民説明等） 開設準備（動線・分別配置設計） 搬入出ルートの調整（地域住民、警察等） 仮置場搬入出・保管運用計画 	資源循環推進課 清掃センター	
ごみ・し尿 関係調整	<ul style="list-style-type: none"> 仮設トイレ不足状況把握・仮設トイレ支援要請・調達 ごみ・し尿収集車両の調達、燃料供給の調整 ごみ処理計画、し尿処理計画 	環境推進課	浄化センター

ごみ処理 施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況把握・連絡、施設の補修 ・ 分別の指揮・助言、仮置場管理への指揮・助言 ・ 収集運搬計画調整 ・ ごみ処理施設被害に応じた施設間調整 	清掃センター	
し尿処理 施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況把握・連絡、施設の補修 ・ し尿処理施設被害に応じた施設間調整 	環境推進課	浄化センター
環境担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害物質使用特定事業場の状況調査、仮置場用地の土壌等調査、アスベスト等各種環境調査計画の策定、調査等 	環境推進課	

※ 各業務に必要な人数は、時間の経過と共に変わるため、人員の配置や体制は随時見直しを行う必要があります。

第2節 情報収集・連絡

1 災害時

(1) 被害情報等の収集と連絡（表 2-2、表 2-3）

- ア 一般廃棄物等処理施設の被害状況等、復旧時期等を把握し、災害対策本部へ報告します。
- イ 市内の災害廃棄物発生状況（場所・量）に関する情報を把握します。
- ウ 仮置場の充足状況に関する情報を把握します。

(2) 事業者に関する情報収集

産業廃棄物処理施設の受入可能量・条件等に関する情報を把握します。

(3) 情報提供

一般廃棄物等処理施設が被災していない場合、他地区からの受入可能量・条件に関する情報提供を行います。

表 2-2 市が収集する情報

分類	収集内容	情報源等	目的
被災状況	・ライフライン（停電・断水・ガス供給）の停止と復旧見込み ・下水道被災状況	市災害対策本部	支援要請の検討、連絡手段の検討
避難状況	・避難所所在地と避難者数		避難所ごみ・し尿発生量把握
道路被害	・道路被害、渋滞情報		収集運搬の検討
建物被害	・全半壊の建物数と解体・撤去を要する建物数 ・水害の浸水範囲（床上、床下戸数）		災害廃棄物発生量推計
廃棄物処理施設	・一般廃棄物等処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場等）の被害状況	一部事務組合 近隣市町村	支援要請の検討、処理方法の検討
廃棄物	・ごみ集積所（ごみステーション）に排出された生活ごみの状況 ・指定場所以外に投棄された廃棄物の状況	現地確認 市民・事業者等	優先的に処理すべき廃棄物の確認
	・災害廃棄物の種類と量 ・有害廃棄物の発生状況 ・腐敗性廃棄物の発生状況		災害廃棄物発生量推計、処理方法検討
	仮置場		仮置場の広報 仮置場管理
処理処分	・処理処分の数量管理・進捗状況 ・処理処分先の確保・契約状況		進捗管理
必要な支援	・仮設トイレその他の資機材ニーズ ・人材・人員の支援ニーズ ・その他の支援ニーズ		支援要請

表 2-3 県から収集する情報

分類	収集内容	情報の活用方法
廃棄物処理施設	・被災していない市町村の一般廃棄物処理施設における受入可能量・条件等	処理処分先の確保
	・産業廃棄物処理施設（焼却施設・最終処分場）、資源化関係施設の受入可能量・条件等	
	・県外の廃棄物処理施設や資源化関係施設の受入可能量・条件等	
廃棄物	・災害廃棄物の発生量推計関連 ・有害廃棄物の処理方法 ・腐敗性廃棄物の処理方法	災害廃棄物発生量推計 処理方法検討
仮置場	・県有地等の仮置場候補地 ・仮置場の適切な運営管理方法	仮置場の広報 仮置場管理
必要な支援	・仮設トイレその他の資機材支援 ・人材・人員の支援 ・その他の支援	不足分の補充

2 平常時

(1) 連絡窓口一覧表の整備（表 2-4）

連絡窓口一覧表を随時更新し、県及び他市町村と共有します。

(2) 連絡手段の整備

ア IP電話、防災無線、衛星電話等を調達し、複数の連絡手段を準備します。また、非常用電源等を確保しておきます。

イ 情報機器及び周辺機器は、水害等の被害に遭わない場所に設置します。

ウ 収集運搬業者、プラントメーカー等の処理施設関係者等との災害時の連絡方法を確認します。

表 2-4 県及び県内市町村等連絡窓口一覧

団体名	部署等	連絡先
茨城県	県民生活環境部廃棄物規制課	029-301-3020
水戸市	生活環境部ごみ減量課	029-232-9114
日立市	生活環境部資源循環推進課	050-5528-5068
土浦市	環境衛生課	029-826-1111
古河市	環境課	0280-76-1511
石岡市	生活環境課	0299-23-7301
結城市	経済環境部生活環境課	0296-34-0370
龍ヶ崎市	産業経済部環境対策課	0297-60-1538
下妻市	市民部生活環境課	0296-43-8289

常総市	保健衛生部生活環境課	0297-23-2919
常陸太田市	市民生活部環境政策課	0294-72-3111
高萩市	市民生活部環境市民協働課	0293-23-7031
北茨城市	環境産業部生活環境課	0293-43-1111
笠間市	市民生活部資源循環課	0296-77-1101
取手市	まちづくり振興部環境対策課	0297-74-2141
牛久市	廃棄物対策課	029-873-2111
つくば市	生活環境部環境衛生課	029-883-1246
ひたちなか市	経済環境部廃棄物対策課	029-273-0111
鹿嶋市	市民生活部廃棄物対策課	0299-82-2911
潮来市	環境経済部環境課	0299-63-1111
守谷市	生活環境課	0297-45-1111
常陸大宮市	市民生活部生活環境課	0295-55-8067
那珂市	環境課	029-298-1111
筑西市	市民環境部環境課	0296-24-2130
坂東市	市民生活部生活環境課	0297-21-2189
稲敷市	市民生活部環境課廃棄物対策室	029-892-2000
かすみがうら市	市民部環境保全課	029-897-1111
桜川市	市民生活部生活環境課	0296-75-3111
神栖市	生活環境部廃棄物対策課	0299-90-1148
行方市	経済部環境課	0291-35-2111
鉾田市	環境経済部生活環境課	0291-36-7486
つくばみらい市	市民経済部生活環境課	0297-52-3150
小美玉市	市民生活部環境課	0299-48-1111
茨城町	生活経済部みどり環境課	029-240-7135
大洗町	生活環境課	029-267-5111
城里町	町民課	029-353-7343
東海村	環境政策課ごみゼロ推進室	029-282-7289
大子町	生活環境課	0295-76-8802
美浦村	生活安全課	029-885-0340
阿見町	廃棄物対策課	029-889-0281
河内町	都市整備課	0297-84-6956

八千代町	環境対策課	0296-48-3818
五霞町	生活安全課	0280-84-3618
境町	危機管理部防災安全課	0280-81-1307
利根町	生活環境課	0297-68-2211
大宮地方環境整備組合	環境センター	029-296-1744
常総衛生組合	総務課	0297-52-3038
龍ヶ崎地方塵芥処理組合	施設課	0297-60-1777
龍ヶ崎地方衛生組合	事務局	0297-64-1144
さしま環境管理事務組合	総務課	0280-87-0609
筑北環境衛生組合	事務局	0296-75-2533
茨城地方広域環境事務組合	事務局	029-292-0090
大洗、鉾田、水戸環境組合	事務局	029-267-2898
江戸崎地方衛生土木組合	施設維持課	029-892-2841
湖北環境衛生組合	総務課	0299-22-6092
筑西広域市町村圏事務組合	環境センター	0296-33-3755
常総地方広域市町村圏事務組合	常総環境センター	0297-48-2314
霞台厚生施設組合	業務管理課	0299-26-0246
鹿島地方事務組合	総務課	0299-91-1184
下妻地方広域事務組合	クリーンポート・きぬ	0296-43-8822
ひたちなか・東海広域事務組合	施設課クリーンセンター管理室	029-265-5310

第3節 協力・支援体制

1 災害時

(1) 県内広域処理体制

本市が、災害廃棄物処理に単独で対応しきれない場合は、県や近隣の市町村へ支援を求め、連携して対応します。

(2) 事業者との連携による処理

大量の災害廃棄物が発生した場合、本市の一般廃棄物処理施設で処理しきれないことが想定されます。また、がれき類等の災害廃棄物は、産業廃棄物に類似した性状を有することから、産業廃棄物処理施設を活用して処理を行います。県を通じて、一般社団法人茨城県産業資源循環協会等の関係団体に要請を行い、災害廃棄物処理を実施します。

(3) 国・専門機関による支援

災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）は、環境省・地方環境事務所を中心とし、国立環境研究所その他専門機関、関係団体から構成され、災害廃棄物処理の支援体制として設置されています。D.Waste-Net へ人材・資機材の支援を要請し、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進めます。

(4) ボランティアとの連携

被災家屋等から災害廃棄物を搬出及び運搬する作業は、ボランティアの協力が必要です。ボランティアに対して、安全具の装着等の作業上の注意事項や、災害廃棄物の分別、仮置場の情報を的確に伝えることが重要です。そのため、社会福祉協議会が設置した災害ボランティアセンターに情報提供を行い、ボランティアへの周知を図ります。

(5) 支援受入体制の整備

災害時に支援を受け入れるに当たり、支援が必要な場所や数量等の正確な情報を把握し提供します。また、支援者に対し、具体的支援内容と被災市町村の組織体制を明確に伝えます。

2 平常時

協定を締結している県内外の市町村や関係機関・関係団体と連絡先や資機材・人員、施設の処理能力等に係る情報を共有し、適宜情報を更新して、災害時の迅速な対応に生かします。

また、関係機関・関係団体と災害時の協定を締結し、災害時の迅速な対応に生かします。

第4節 各種協定

災害廃棄物処理の支援体制を強化し、廃棄物の適正かつ迅速・円滑な処理に資するため、発生後は、県や本市が締結している各種協定に基づき、関係主体と連携を図ります。（表 2-5）

また、平常時から本計画や関係主体が実施する演習や訓練等を通じて協定内容の点検・見直しを行います。

1 災害時

各種協定に基づき、協定締結先に必要な支援を要請します。支援要請に当たっては、支援実施までに時間を要することも想定されるため、速やかに必要な支援を把握し、協定締結先に要請します。

2 平常時

過去に発生した際の対応状況や全庁又は関係団体と定期的実施する演習・訓練等の結果を踏まえ、協定内容の点検・見直しを行います。

また、不備な点は、各種協定を所管している部と協議・調整し、適宜協定内容の見直しを行います。

表 2-5 災害時の廃棄物対策を中心とした協定

協定名	締結先	連絡窓口	連絡先
災害廃棄物の処理に関する連携及び協力に関する協定	茨城県 県内各市町村 一部事務組合 (一社)茨城県産業資源循環協会	茨城県 資源循環推進課	029-301-3020

【参考】 日立市における災害廃棄物に係る支援等状況

被害名	支援先	支援内容
令和元年東日本台風 (台風 19 号：令和元年 10 月)	常陸大宮市	仮置場運営の人的支援（延べ 8 人）
	大子町	仮置場運営の人的支援（延べ 12 人）、 災害廃棄物の処理支援（燃えるごみ：約 190 トン）
令和 5 年梅雨前線による大雨及び台風第 2 号（令和 5 年 6 月）	取手市	仮置場運営の人的支援（延べ 2 人）

第5節 市民への啓発・広報

災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するためには、市民の理解と協力が必要です。

このため、災害廃棄物の分別方法、仮置場の設置等について平常時から啓発・広報を行います。特に外国人に対しては、分かりやすい啓発・広報を行う必要があります。

災害廃棄物の不法投棄を防止し、分別を徹底するためには、災害発生直後の広報が重要です。特に水害では、水が引くとすぐに被災した市民が一斉に災害廃棄物を排出するため、効果的な手法で迅速に情報を周知します。

1 災害時

外国人を含む被災者に対して、災害廃棄物の分別や収集方法、仮置場の利用方法等について、効果的な広報手法により周知します。また、ボランティアに対しても、速やかに災害ボランティアセンターを通じて、同様の情報を周知します。

- (1) 市への問合せ窓口
- (2) 避難所におけるごみの分別
- (3) 生ごみの収集日・収集回数の変更、再生資源の収集はしばらく行わないこと等
- (4) 災害廃棄物の収集方法、収集時間及び期間
- (5) 災害廃棄物の分別方法、生ごみや危険物を仮置場に持ち込まない等のルール
- (6) 市民が搬入できる仮置場の場所、搬入時間・期間等
- (7) ボランティア支援依頼窓口
- (8) 便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の禁止
- (9) 損壊家屋等の解体撤去に係る申請手続

2 平常時

市民へ次の内容を伝えます。

- (1) 災害時のごみの出し方

仮置場での受入体制が整うまでの間は、交通に支障をきたさない場所に災害廃棄物を置いておくこと、資源ごみはしばらく収集しないこと等
- (2) 生ごみや災害廃棄物を種類別に分別することの重要性

混合された廃棄物は安全面・衛生面で問題が発生すること、混合された廃棄物は処理に時間がかかり費用が増すこと等
- (3) 災害廃棄物の収集方法

分別方法、戸別収集の有無、ガスボンベ等の危険物の収集方法等
- (4) 仮置場へ、生ごみ、危険物、有害物質、感染性廃棄物、産業廃棄物等を持ち込まない等のルール
- (5) 仮置場の必要性

一時的に保管する場所が必要であること

- (6) 一般廃棄物処理施設が被災した地域のごみや災害廃棄物を一時的に受け入れて支援することへの理解・協力
- (7) 携帯トイレ等の備蓄
仮設トイレが不足する事態に各者が対応できるように備える)
- (8) 災害時の便乗ごみの排出や、平常時における不法投棄、野焼き等の禁止

◆啓発・広報の手法

<災害時の広報手法>

- 効果的な広報手法により、市民へ正確かつ迅速に情報を周知します。また、外国人を対象とした放送やホームページ、チラシ等による周知をします。
 - ・ 防災行政無線
 - ・ 広報車
 - ・ 避難所やごみ集積所・集会所・掲示板・公共施設へのポスター掲示、チラシの配布
 - ・ 災害支援に関する広報誌への掲載
 - ・ チラシの戸別配布・回覧、新聞等へのチラシの折り込み
 - ・ ホームページ、SNS
 - ・ テレビ・ラジオ・新聞
 - ・ コミュニティへの説明会、広報 等

<平常時の啓発・広報手法>

- 市報、ホームページ、ごみカレンダー等の各種広報媒体を活用することや、防災訓練を通じて、啓発を行います。
- 外国人を対象としたホームページ等による啓発を行います。